

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要項への反映状況	予算案の措置の名称(測)(目)(目録)	概要要項額(単位:千円)	その他	予算の名称(測)(目)(目録)	予算額(単位:千円)	その他関連事項	管理運営費事番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	概算法令等	都道府県	提案主体名	その他(特記事項)	制度の所管関係府庁
0910050	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法第3条	国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。	C	要望内容は市街地整備、高齢化に関する事業に対するものであり、これは健康増進法で費用を補助することが既成事業に含めることは困難である。	-	-	-				1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法に基づく健康増進計画に位置付け、都市計画/地区計画及び開発行為の許可となるセゾーで、市街地の根本的なリアフォー化を図る場合の地区計画上の公共施設(道路/公園)の整備に対する支援。またかみ剪定(町屋再生/パティオ型コトコト型住宅等)及び長期高齢者のための整備ソフト事業等の総合的な支援。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながる。このため、中心市街地への機能集積を促し、歩いて暮らせるシティづくりを進めていく必要がある。以下の支援策が求められる。 一つは、既存市街地の根本的なリアフォー化を図るための財政的措置。 二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型コトコト型住宅等)、中核階層の高齢者住宅、福祉施設等の一体的整備、また環境配慮型のまちなか居住。 三つは、総合的な整備計画(街づくり、小再生、高齢デザイン等)等に対する総合的な支援。	都市計画法、健康増進法	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	厚生労働省 国土交通省	
0910060	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区(特定保健指導推進のための医療費控除の拡大)	所得税法第73条第1項第2号 特定保健指導の推進に関する法律第28条第1項第2号	特定保健指導を受けた医師の指示に基づき行われる積極的支援を受ける者のうち、当該特定保健指導の効果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の発症等の低減であると認められる。医師が行った特定保健指導の一時的な支出される外、他の医師による特定保健指導の対象となる。医療従事者の対象とされる。	C	医師が行う特定保健により、危険性の高くなる者に対し行われる積極的支援は、対象者の健康に直接に及ぼす効果及び効果が期待される期間においてあり、これらに費用が掛かる期間においてあることから、医療従事者の対象とされていること。特定保健指導を受けた医師が特定保健への参加については、対象者の健康及び指導の質を確保し、医療費に該当せず控除の対象とすることは困難。	-	-	-				1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区(特定保健指導推進のための医療費控除の拡大)	特定保健指導の「積極的支援」として実施する健康増進教室参加に係る費用について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とする。	特定保健指導の「積極的支援」として実施する健康増進教室参加に係る費用について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とする。	所得税法	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	厚生労働省	
0910070	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区(高齢者の予防に関する補助金の一体活用)	高齢者の医療の確保に関する法律第28条、29条 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 介護保険法第115条の44、115条の46 地域支援事業の実施について	高齢者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を受ける場合には、特定健康診査及び特定保健指導を併せて実施する機会を確保し、併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	C・D	生活習慣病に罹患した施設とそれを踏まえた保健指導を適切に実施することにより、高齢者の健康増進が期待され、その恩恵を適切に受けるのが医療従事者であること。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	-	-	-				1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区(高齢者の予防に関する補助金の一体活用)	特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを提供する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを提供する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	高齢者の医療の確保に関する法律第28条第2号 介護保険法第115条の44、115条の46	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	厚生労働省	
0910080	厚生労働省	Smart Wellness City実証研究特区(生活習慣病予防における予防給付の創設)	高齢者の医療の確保に関する法律第28条、29条 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 介護保険法第115条の44、115条の46 地域支援事業の実施について	高齢者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を受ける場合には、特定健康診査及び特定保健指導を併せて実施する機会を確保し、併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	C	生活習慣病に罹患した施設とそれを踏まえた保健指導を適切に実施することにより、高齢者の健康増進が期待され、その恩恵を適切に受けるのが医療従事者であること。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。併せて実施する機会が確保されることにより、高齢者の健康増進に寄与する。	-	-	-				1 0 5 1 0 3 0	Smart Wellness City実証研究特区(生活習慣病予防における予防給付の創設)	生活習慣病の予防につながる活動や関連サービスの利用に関する予防給付の創設	特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスの利用に対して、当該サービスの提供者が健康増進でない場合についても、特定健康診査と同様に医療費の一定の負担のもと、健康・運動サービスを受けられるよう措置されたい。 具体的には、高齢者の医療の確保に関する法律第28条に特定保健指導の委託先として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを行う事業者が可能なよう措置されたい。	高齢者の医療の確保に関する法律第28条ほか	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、晃州市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	厚生労働省	